

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 飯能市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	8	4	49,700	6	18,600	0	31,100
1	80	キシレン	12	1	695,500	3	24,500	0	671,000
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	9	16,000	10	16,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	11	2	492,200	4	8,500	0	483,700
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7	5	31,800	8	2,100	0	29,700
1	300	トルエン	11	2	1,816,530	1	166,530	0	1,650,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	7	5	1,033,000	2	490,000	0	543,000
1	400	ベンゼン	6	7	100,900	5	0	0	100,900
1	405	ほう素化合物	1	9	800	15	800	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	9	2,500	13	2,500	0	0
3	34	マグネシウム	1	9	2,200	14	2,200	0	0
3	35	メタノール	1	9	30,000	9	30,000	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	9	8,600	12	8,600	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	8	43,400	7	43,400	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	9	15,000	11	15,000	0	0
合計			—	—	4,338,130	—	828,730	0	3,509,400

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。